⑶⑹　役員の状況

第二号様式記載上の注意⑸（ｄを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑸中「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。

⑶⑺　監査の状況

［略］

⑶⑻　役員の報酬等

第二号様式記載上の注意⑸⑺に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑸⑺中「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。

⑶⑼　株式の保有状況

第二号様式記載上の注意⑸⑻に準じて記載すること。

⑷⓪　経理の状況

第二号様式記載上の注意⑸⑼に準じて記載すること。

⑷①　連結財務諸表

ａ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第 94 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。⑹④－２において同じ。）にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第 24 条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

⑶⑹　役員の状況

ａ　役員の男女別人数を欄外に記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。

ｂ　「略歴」の欄には報告書提出日現在における役員の主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任後の主要職歴、他の主要な会社の代表取締役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）を記載すること。

ｃ　役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記すること。

ｄ　「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

なお、会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

ｅ　相互会社の場合にあっては、「所有株式数」の欄の記載を要しない。

ｆ　会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に当該会計参与の名称を、「略歴」欄に当該会計参与の簡単な沿革を記載すること。

ｇ　会社が、会社法第 108 条第１項第９号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

ｈ　役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下ｈにおいて同じ。）に該当する会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する会社法第２条第 16 号に規定する社外監査役をいう。）に該当する場合には、その旨を欄外に注記すること。

⑶⑺　コーポレート・ガバナンスの状況

［同左］

⑶⑻　監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意⑸⑺に準じて記載すること。

［加える。］

⑶⑼　経理の状況

第二号様式記載上の注意⑸⑻に準じて記載すること。

⑷⓪　連結財務諸表

ａ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。⑹③において同じ。）又は修正国際基準（連結財務諸表規則第 94 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。⑹③－２において同じ。）にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第 24 条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に